

きあらひらかわ

～互いに認め、支えあう、男女（ひと）がきらめく平川市～

平川市では、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、「男だから」「女だから」といった意識にとらわれることのないまちづくりを進めています。

2020年度事業紹介



4月になり、新しい年度がスタートしました。そこで、今年度の男女共同参画に関わる事業の一部をご紹介します！

「イクボス宣言」企業支援事業

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した職場環境づくりに取り組む市内企業等を増やし、企業等における従業員の士気や生産性の向上、優秀な人材の確保や定着、企業イメージの向上を支援するとともに、活気のあるまちづくりのため、「イクボス宣言」をする企業等に対し助成する事業です。



過去のイクボス宣言式の様子

「日本女性会議」派遣事業

平川市内に住んでいる方を対象に「日本女性会議」への参加費用の一部を助成する事業です。会議へ参加される方には今後のまちづくりのために、男女共同参画社会について研修していただきます。

今年度は11月13日（金）～15日（日）にかけて愛知県刈谷市で開催される予定です。「女性会議」という名前ではありますが、性別問わず参加できる会議ですので、興味のある方は参加してみたいかがでしょうか。

参加申込みの受付開始は6～8月くらいを予定しております。詳しい内容は「日本女性会議2020 あいち刈谷（ミライク会議）」のホームページをご覧ください。



「日本女性会議 2020 あいち刈谷（ミライク会議）」

「ミライク（MeLike）会議」とは日本女性会議 2020 あいち刈谷のニックネームです。「みんなのライクを集めて、未来のライフをクリエイト！」“自分らしさ”が大切にされ、それぞれが自分の「好き」を実践できる選択肢の多い未来を目指す。そんな社会を目指す「みんなの会議」であることを示しています。

令和元年度版 青森県の男女共同参画の現状と施策 ～男女が わかち合い ささえ合う 青森県～

令和2年2月、青森県における男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況が取りまとめられました。ここではその一部をご報告します。

※本文中の表については、『令和元年度版 青森県の男女共同参画の現状と施策』をもとに作成しております。

男女がともに活躍できる環境づくりに関する現状

男女別育児休業制度の利用状況

〔全国〕平成30年度雇用均等基本調査によると、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間に在職中に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成30年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は**女性 82.2%**、**男性 6.16%**でした。

〔青森県〕平成30年青森県中小企業等労働条件実態調査によると、県内の事業所における平成30年1月1日から12月31日までの育児休業制度の利用状況は、出産した**女性 94.8%**、配偶者が出産した**男性 2.1%**でした。

育児休業制度の利用状況（平成30年）

	女性	男性
青森県	94.8%	2.1%
全国	82.2%	6.16%



安心して暮らせる社会づくりに関する現状

消防団員に占める女性団員の割合

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にあります。女性消防団員は増加傾向にあります。女性の入団をさらに加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進しています。



平川市内では40名の女性消防団員が活動しており、全団員数の約6%を占めています！（令和2年3月23日現在）

消防団員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
消防団員数	19,248人	19,080人	18,844人	18,542人	18,271人
うち女性団員数	464人	482人	482人	481人	500人
女性比率	2.4%	2.5%	2.6%	2.6%	2.7%

女性に対する暴力の状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、県が設置する「配偶者暴力相談支援センター」では被害者からの相談、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行っています。

平成 30 年度にセンターに寄せられた相談件数は 882 件（女性 868 件、男性 14 件）となっています。



配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（各年 3 月 31 日現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青森県	720	896	850	797	882
全 国	102,963	111,630	106,367	106,110	114,481

(2) 警察における DV 相談取扱状況

平成 30 年に県内の警察に寄せられた DV 相談件数は 501 件におよんでいます。そのうち検挙件数は、傷害や暴行などの刑法犯等が 52 件、配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反が 2 件、保護命令通知件数は 20 件となっています。

DV 事案は被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれます。



「配偶者暴力防止法」

正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」といい、「DV 防止法」とも呼ばれます。ここでいう「配偶者」とは婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」を含み、男女の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力についてもこの法律を準用することとされています。

この他にも、様々な情報が掲載されております。もっと詳しい内容をお知りになりたい方は、青森県庁のホームページからご覧ください。

「きあらひらかわ」について

「きあら (chiara)」はイタリア語で「光り輝くもの」「よろこびをもたらすもの」を意味します。平川市男女共同参画推進プランの基本理念である「互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市」のとおり、輝く未来を見つめながら性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め、自分らしさを十分に生かせる平川市をめざしたいという願いを込めています。

児童虐待防止に関する法律が改正されます

－愛の鞭^{ムチ}をなくしましょう－

令和2年4月1日から、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されました。

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラすることもあります。つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。最初は「愛の鞭^{ムチ}」のつもりでも、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。国ではそのような「愛の鞭^{ムチ}」をなくして、子どもの気持ちに寄り添いながらみんなで前向きに育てていく運動を「愛の鞭^{ムチ}ゼロ作戦」として実施しています。

♡ ~愛の鞭^{ムチ}ゼロ作戦~ ♡

POINT
1

子育てに体罰や暴言を使わない

叩かれたり怒鳴られたりすると、子どもは心に大きなダメージを受けることがあります。また、体罰や暴言は、「虐待」へとエスカレートする可能性があります。



POINT
2

子どもが親に恐怖を持つと SOS を伝えられない

子どもが親に恐怖を持つと、親に気に入られるように顔色を見て行動したり、心配事を打ち明けられなくなったりします。

POINT
3

爆発寸前のイライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰にでもありますが、ストレス度が大きいとイライラが爆発してしまうことがあります。その前に自分なりのクールダウンする方法を見つけましょう。

POINT
4

親自身が SOS を出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体や NPO、企業などのさまざまな支援サービスの利用も検討しましょう。



POINT
5

子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

子どもの2、3歳の「イヤイヤ期」は自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな？」と子どもの考えを引き出し、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

【発行元】

平川市教育委員会生涯学習課

〒036-0102 平川市光城二丁目 30-1 (平川市文化センター)

TEL:0172-44-1221

E-mail:shougaigakushuu@city.hirakawa.lg.jp



時と水ゆったり流れる

平川市